

## 信州大学生協パソコンサポートパック約款

### 第 1 条 (適用範囲)

本約款は、信州大学生協同組合(以下「生協」)が提供する「パソコンサポートパック」(以下「本サービス」)に適用する契約条項を定めたものです。

### 第 2 条 (契約の成立)

組合員または入学前の組合員になろうとしている者は、本サービスへの加入を申し込むことができます。

2 生協は、冊子「入学準備ガイドブック(以下「ガイドブック」)」に本サービスの概要を記載し、申込 Web サイトで本約款を掲載します。

3 本サービスを申し込む者(以下「申込者」)が、申込 Web サイトにて申込手続きを完了した時点で契約が成立したものとします。

### 第 3 条 (費用の支払い)

申込者は、ガイドブックまたは申込 Web サイトに記載されたサポートパック費用(以下「費用」)を、生協が指定する方法及び期日までに支払わなければなりません。支払いがなされない場合、生協は契約を解除することができます。

### 第 4 条 (サービスの対象者及び有効期間)

本サービスの対象者は、信州大学入学者の組合員とし、有効期間は、利用者が購入した年の4月1日から、4年後の3月31日までとします。ただし、申込者の信州大学在学期間を限度とします。

2 前項の規定にかかわらず、本サービスの販売時に、生協が期間を指定した場合は、この指定した期間を有効期間とします。

### 第 5 条 (役務の提供及び関連商品)

生協は、申込者に対し以下に記載するサポートを提供します。

#### ① 会員証の発行

生協は、申込者に対し本サービスへの加入を証明する会員証を発行します。

申込者は第 4 条 1 項による本サービスの有効期間中、自身の責任において保管し、生協より求められた際は提示することとします。

#### ② 修理中貸出パソコンサービス(以下「貸出サービス」)

申込者が希望する場合、生協は、申込者へ貸出用パソコン(以下「貸出機」)を貸し出します。

ただし、貸出サービスを提供するに際しては以下の条件があります。

a. 貸出サービスの利用を希望する際に、生協へ、申込者本人のパソコンを修理に出していることを証明する書面を提示すること。

b. 貸出サービスの利用を希望した際に、生協から案内する注意事項を確認し、遵守すること。

c. 貸出サービスの利用期間は、a.で提示した書面に記載されている修理受付日から2か月間以内とすること。なお、2か月後の日付が貸出サービスを受け付けた生協店舗(以下「生協店舗」)の営業外日付の場合、その翌営業日までを期限とする。

また、利用期間の上限にかかわらず、申込者本人のパソコンの修理が完了または中止

した場合または生協から貸出機の返却を要請する連絡があった場合は、遅滞なく生協店舗へ貸出機を返却すること。

d. 申込者は貸出機の機種、OS、仕様等の指定はできません。

e. 生協店舗店頭で即時貸出できる貸出機が無い場合があります。

### ③ソフトウェアセットアップサポート動画(以下「サポート動画」)の提供

生協は、申込者に対し以下のサポート動画を提供します。

a. 信州大学包括契約 Trend Micro Apex One

b. 信州大学包括契約 Microsoft Office 365

c. Zoom

d. Microsoft Teams

なお、信州大学の包括契約ソフトウェア、アプリケーション名、内容等は更新等により変更となる場合があります、それにより提供したサポート動画の内容の全部または一部に実際の操作手順との齟齬が発生する場合があります。

### ④個別相談サービス

申込者が希望する場合、申込者は、生協が提供する下記の相談窓口を利用することができます。

a. 個別相談チャット(LINE)

b. 個別相談窓口(対面)

### ⑤生協店舗相談サービス

申込者が希望する場合、申込者は、生協が提供する下記の相談窓口を利用することができます。

a. 生協店頭相談

b. 生協電話相談

2 各サポートの提供期間、利用方法等はガイドブック、生協 Web サイトへの掲載および会員証のお渡し時にお渡しするご案内で指定します。

3 台風、地震、学事、その他の事情により、サポートの実施の延期または中止、実施形態の変更をすることがあります。日程や実施場所の変更が生ずる場合は、店舗や Web への掲示、メールなどの方法を適宜活用して申込者に周知します。

### 第 5 条 (契約の解除)

申込者は、申込 Web サイトでの申込手続き完了後、8 日間以内に書面にて契約解除の申し出を行うことで申込を取り消すことができます。

2 契約解除の申し出は下記の宛先へ内容を不足なく連絡を行うものとします。

a. 宛先 freshman@co-op.shinshu-u.ac.jp 信州大学生協新入生係 宛

b. 内容 入学者氏名/入学者学部・学科・コース・課程/解約希望商品名/(申込者が未成年の場合)契約解除申出の保護者同意

3 申込者が未成年の場合、生協は保護者の同意を確認したうえで、契約解除の手続きを行います。

4 契約解除の申し出時点で既に費用の支払いが完了している場合、費用の返金先の確認、返金の時期等について、契約解除の手続き完了後に生協から申込者へ連絡を行います。

## 第 6 条 (中途解約)

第 5 条 1 項による契約解除期間を経過した後は、申込者は書面により本契約を中途解約することができます。

2 中途解約の申し出方法は第 5 条 2 項および第 3 項に記載の内容と同等します。

3 申込者から前項の申し出があった場合、生協は以下の定めにより費用を返金します。

### 【提供期間開始日以前の場合】

受領済みの費用から契約解除手数料 5,500 円(税込)を控除した残額を返金します。

### 【提供期間開始日後の場合】

費用(消費税を含む)が 5 万円以下のサポートパックについては、提供期間開始後の返金はいりません。

4 申込者が未成年の場合、生協は保護者の同意を確認したうえで、中途解約の手続きを行います。

5 費用の返金先の確認、返金の時期等について、契約解除の手続き完了後に生協から申込者へ連絡を行います。

## 第 7 条 (個人情報保護)

生協は、収集した申込者の個人情報を、生協の個人情報保護方針に則り管理します。

## 第 8 条 (サポートサービスの中止)

生協は、やむを得ず本サービスを開始または継続できないと判断する場合は、本サービスを中止することができます。この場合生協は、申込者に対し第 6 条 3 項に基づき費用を返金します。

## 第 9 条 (禁止事項)

申込者は、本サービスに関して次に掲げる行為をしてはいけません。

①本サービスを利用する権利・義務を譲渡・貸与すること

②本サービスにかかわるテキスト・データその他本サービス内で提供されるものを、媒体如何にかかわらず、生協に無断で複製・複写・上映・公衆送信・販売すること

③本サービスに関連するシステムへの不正アクセス、コンピュータウイルスなどを送信すること

④本サービスの運営に支障を与え、または第三者及び生協の権利・利益を害する行為

⑤第三者または生協の財産・プライバシー・肖像権・名誉・信頼を侵害する行為

⑥第三者または生協を誹謗中傷・脅迫または差別する行為

⑦第三者または生協の著作権・商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為

⑧法令、公序良俗、本約款または生協の指示に反する行為

2 申込者が本約款に違反する恐れがあると判断した場合は、生協は当該申込者に対し以下の措置の一部または全部をとることがあります。

①注意・警告

②本サービスの利用の停止

③契約の解除(この場合生協は、第 6 条 3 項に基づき費用を返金します)

④損害賠償請求

## 第 11 条(免責)

本サービスを利用したことにより申込者に生じた不利益、損害、生協の予見の有無を

問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づく損害については、責任を負わないものとします。

2 生協は、パソコン本体及びその他の機器が正常に動作しないことやインストール等作業の過程で破損が生じた場合など、原因の如何を問わず、データの破損等に係る損害については、責任を負わないものとします。

3 貸出機について、利用者が貸出期間中に保存したデータを削除しなかった場合、情報漏洩その他に関する賠償責任は負いません。

#### 第 12 条（紛争の解決）

万一、申込者と生協との間で争訟が生じた場合は、長野地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

#### 第 13 条（本約款の変更）

生協は、必要と認めた場合、本約款を改定することができます。改定を実施するときは、生協は改定後の約款の内容及び効力発生日を、生協施設内への掲示または生協の WEB サイトへの掲載または申込者へのメール連絡にて告知することとし、改定後は、すべての申込者に適用されます。

付則 本約款は 2022 年 2 月 1 日から施行します